2　緊急対処保護措置の実施における全般的な留意点

自衛隊による緊急対処保護措置の実施に当たっては、国民保護措置と同じく、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、全般的に第１章第２節に規定する事項に留意して行わなければならない。

第２節　防衛省・自衛隊が実施する緊急対処保護措置に関する事項

1　緊急対処保護措置の実施態勢の確立

⑴　中央における実施態勢の確立

防衛省・自衛隊は、緊急対処事態における緊急対処保護措置を含めた対処については、武力攻撃事態等における対処と同じく、平素からの態勢や措置の活用を基本とし、防衛会議の開催や各機関等の主管部署における要員の増強その他所要の措置により、緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施する態勢を確立する。

⑵　部隊等における実施態勢や関係機関との連携協力態勢の確立等

防衛省・自衛隊は、第２章第２節２、３及び４の規定に準じて、部隊等における即応体制の確立、情報収集態勢の確立、地方公共団体との連携協力態勢の強化等を行い、緊急対処事態への的確かつ迅速な対応に努める。

2　防衛省・自衛隊が実施する緊急対処保護措置に関する事項

防衛省・自衛隊が実施する緊急対処保護措置の実施方法及び内容については、次のような基本的考え方の下、第３章に規定された国民保護措置の実施に係る手続や内容等に準じて的確かつ迅速に対応することとする。

（なお、諸般の情勢等を踏まえ、じ後において武力攻撃事態であることの認定が行われた場合には、第３章に規定された手続や内容により、国民保護措置として所要の活動を継続的に実施することとする。）

⑴　住民の避難に関する措置

①　住民避難の支援に当たっては、緊急対処事態の態様による避難の対象者や形態の違いに応じて、時間的余裕も考慮しつつ、必要に応じて他地域からの所要部隊の派遣等も含めて、関係機関と密接に連携し、的確かつ迅速な実施に努める。

②　山間部や離島など住民避難のための輸送手段に制約がある場合は、関係地方公共団体や関係省庁と調整しつつ、保有する輸送手段（回転翼航空機、輸送艦等）の活用により、可能な限り避難住民の運送を支援する。

⑵　避難住民等の救援に関する措置

①　避難住民等の救援の支援に当たっては、関係機関と密接に連携し、基本的には被災施設に所在する者や周辺住民の人命救助関係の措置（捜索・救出、応急医療の提供等）を中心に、避難住民が大量となり関係機関の対応能力を超える場合等においては生活支援関係の措置（炊き出し・飲料水の供給等）も含めて、的確かつ迅速な実施に努める。

②　放射能や危険物質の影響下での活動が必要な事態においては、実施部隊等の隊員に防護衣の着用等十分な防護措置を講じさせるとともに、必要に応じてＮＢＣ防護の専門部隊を派遣して対応する。

⑶　緊急対処事態における災害への対処に関する措置

①　緊急対処事態における災害への対処に当たっては、事態により差異はあるが一般に多数の死傷者と広域にわたる被害の発生が予想されることから、被災者の人命救助関係（捜索・救出、応急医療の提供等）及び被害の拡大防止（消火等）関係の措置を基本としつつ、要請等に応じてモニタリング支援、施設の除染、危険物の除去、土石等の除去等の措置の的確かつ迅速な実施に努める。

②　放射能や危険物質の影響下での活動が必要な事態においては、実施部隊等の隊員に防護衣の着用等十分な防護措置を講じさせるとともに、必要に応じてＮＢＣ防護の専門部隊を派遣して対応する。

⑷　応急の復旧等に関する措置

都道府県知事等から、その実施する緊急対処事態における災害による被害の応急復旧措置につき支援を求められた場合は、所要の部隊等により、危険ながれきの除去等についての支援を可能な限り実施する。

また、緊急対処事態の終結後における緊急対処事態における災害の復旧に関し、本格的な復旧に向けた法制の整備その他所要の態勢が整うまでの間においては、政府全体の方針に従い、必要に応じ可能な限り協力に努める。

⑸　国民に対する協力の要請

①　実施部隊等における自衛官は、避難住民の誘導や緊急対処事態における災害への対処に際し、必要に応じ、避難住民、被災地の区域内の住民その他の者に対して、誘導や災害への対処に必要な援助について協力を要請できる。

②　上記の要請は、緊急の必要がある場合を除き、当該実施部隊等の指揮官の指揮の下で行う。この場合においては、当該指揮官は、協力する者の安全確保のために十分な措置をとる。

（別紙１）

防衛省の主要機関における主管部署

機　関　名	部　署　名	所　在　地	連　絡　先
内部部局	防衛政策局運用政策課	東京都新宿区市谷本村町５－１	03（3268）3111（代表）
統合幕僚監部	運用部運用第１課 参事官付	東京都新宿区市谷本村町５－１	03（3268）3111（代表）
陸上幕僚監部	運用支援・情報部運用支援課	東京都新宿区市谷本村町５－１	03（3268）3111（代表）
海上幕僚監部	防衛部運用支援課	東京都新宿区市谷本村町５－１	03（3268）3111（代表）
航空幕僚監部	運用支援・情報部運用支援課	東京都新宿区市谷本村町５－１	03（3268）3111（代表）
情報本部	計画部情報調整課	東京都新宿区市谷本村町５－１	03（3268）3111（代表）
防衛監察本部	総務課	東京都新宿区市谷本村町５－１	03（3268）3111（代表）
防衛大学校	総務部総務課	神奈川県横須賀市走水１―10―20	046（841）3810
防衛医科大学校	総務部総務課	埼玉県所沢市並木３－２	04（2995）1211